

中国税務速報

2020年2月20日

●1. 国家税務総局 新型コロナウイルスに伴う新型肺炎予防支援に関連する申告納税サービスの最適化に関する通知

2020年1月30日、新型コロナウイルスの感染の予防・抑制だけでなく、納税者及び源泉徴収義務者が納税申告をより安全に行えるよう、国家税務総局は『新型コロナウイルスに伴う新型肺炎予防支援に関連する申告納税サービスの最適化に関する通知』を公布しました。

通知によれば、各地の感染の予防・抑制の必要に応じて申告納税期限が延長されることとなります。月次申告の納税者及び源泉徴収義務者については、湖北省を除く全国の2020年2月の法定申告納税期限が2月24日まで延長されます。湖北省等、感染問題の影響がきわめて大きな地域については、感染問題の状況に鑑みながら、更に延長されることとなります。期限延長の具体的な方法としては、省税務局の確認後、税務総局に届出を行う必要があります。2020年2月の納税期限延長後でもなお、手続を行うことが困難な場合、さらなる延長を申請することもできます。

2020年2月17日現在、国家税務総局は湖北省を除く全国の2月の申告納税期限をこれまでの2月24日への延長に加えて、更に2月28日までに延長する新たな通知を公布しました。当該措置は納税者及び源泉徴収義務者に対し申告納税を更に便利にするものです。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5143135/content.html>

●2. 財務部税関総署税務総局 新型肺炎の予防物資に係る輸入関税の免税政策

新型コロナウイルスの拡大を予防・抑制の更なる実施のため、財務部税関総署税務総局は『新型肺炎の予防物資に係る輸入関税の免税政策』（財務部公告2020年第6号）を公布し、2020年1月1日から3月31日にかけて、輸入関税に係る優遇政策を実施しました。具体的には以下の通りです。

一、『寄付物資の輸入関税免除に関する暫定弁法』が規定する免税範囲を拡大し、新型肺炎予防に用いられる輸入物資の寄付を対象に、輸入関税と輸入増値税ならびに消費税が免除されます。

二、衛生健康主管部門組織に対し、輸入される新型肺炎予防に直接用いられる物資に係る輸入関税については免除されます。なお輸入物資については前述第一条第(1)項あるいは『慈善寄付物資の輸入関税免除に関する暫定弁法』の規定を満たす必要があります。

三、本公告の項目記載の免税輸入物資で、既に納付した、免税とすべき税額については還付されません。また2020年9月30日までに税関に対し還付手続を申請する必要があります。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5143155/content.html>

●3. 税関総局 新型コロナウイルスに伴う新型肺炎に使用される寄付物資の輸入通関手続に関する公告

2020年1月25日、新型コロナウイルス感染に伴う新型肺炎に使用される寄付物資について、迅速な通関業務のため、『税関法』等の法律法規の関連規定に基づき、寄付物資の輸入通関手続については下記の通り公告されました。

一、輸入薬品・消毒品・防護用品・救護機械等の予防物資の迅速な通関については、最大限保障するとともに、各税関は寄付物資に係る輸入通関専門窓口並びに迅速窓口を設置し、迅速な検査と引取を行えるようにしました。また特に緊急を要する場合は、先に引取を行い、後に規定に基づき関連手続を行うことができます。また予防に用いられる輸入薬品管理許可証関連の医療用物資については、

税関は医薬主管部門の証明に基づき先に引取を行ったうえで、後で関連手続を行うことも可能となります。

二、『慈善寄付物資の輸入関税免除に関する暫定弁法』（財政部税関総署国家税務総局公告 2015 年第 102 号）に規定された関連物資については、緊急時においては税関で先に引取登録を行うとともに、後で規定に基づき税金の減免に係る関連手続を行うことが可能です。

http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-01/26/content_5472254.htm

●4. 国家外貨管理局 新型コロナウイルスに伴う新型肺炎の拡大防止期間における特例措置に関する通知

2020 年 1 月 27 日、新型コロナウイルスに伴う新型肺炎の拡大防止のため、国家外貨管理局は新型コロナウイルスに伴う新型肺炎の拡大防止期間における特例措置に関する通知を公布しました。

一. 各関連部門及び地方政府に必要な感染拡大防止のための物資の輸入については、特例により、管轄内の銀行が輸入に関し外貨の購入・支払を行う際の手続等を簡略化することとなりました。

二. 国内及び国外の者が、今回の新型肺炎拡大防止を支援するために支払った外貨寄付金については、銀行が直接、受贈先の既存經常外貨決済口座を通じ、入金と決済をより簡便に行うものとします。なお寄付外貨口座開設業務については一時休止するものとします。

三. 企業が新型肺炎拡大防止に関連して、外貨で決済を行う場合、あらかじめ一つ一つ資料を提出する必要はなく、銀行の判断により、資金の用途を事後抽出調査するものとします。

四. 新型肺炎拡大防止のために確実に必要であると認められる場合は、外債限度額を変更することができます。また《国家外国為替管理局政務サービスネットシステム》(<http://zwfw.safe.gov.gov.cn/asone/>)を通じ、外債登録の申請が可能となります。これにより企業のクロスボーダー融資をより迅速に行えるようにします。

<http://www.safe.gov.cn/safe/2020/0127/15259.html>

●5. 人事社会保障部 新型コロナウイルスに伴う新型肺炎拡大防止期間の労働関係問題に関する通知 (人社庁発明電 [2020] 5 号)

2020 年 1 月 24 日、新型コロナウイルスに伴う新型肺炎拡大防止期間における労働関係の対応について、従業員の利益・企業の生産経営の安定・労働関係の安定を確保するため、人事社会保障部は《新型コロナウイルスに伴う新型肺炎拡大防止期間の労働関係問題に関する通知》(人社発明電[2020]5 号)を公布しました。

新型コロナウイルス感染者、感染の疑いのある者ならびに濃厚接触者の隔離治療期間、経過監察期間及び政府の隔離措置その他の緊急措置によりやむなく労働できない従業員に対しては、企業はその期間の給与を支給する必要があります。また労働契約法第四十条、四十一条に基づき労働契約を解除することはできません。この期間において、労働期間が終了する場合は、それぞれ従業員の医療期間終了、医学監察期間終了、隔離期間、政府の緊急措置終了まで労働期間が延長されるものとします。

http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/dongtaixinwen/buneiyaowen/202001/t20200127_357746.html